令和３年度第２回大阪府市地方独立行政法人

大阪産業技術研究所評価委員会

議事要旨

１　日　　時　令和３年８月１８日（水）午後２時００分～午後３時４５分

２　場　　所　地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター ３階 大講堂

３　出席委員　湯元委員長、生駒委員、小林委員、田畑委員、平山委員

４　議事内容

（１）令和２事業年度の業務実績に関する評価結果（案）にかかる意見について

・参考資料１から３に基づき、令和２事業年度の業務実績に関する評価結果（案）について大阪府から説明が行われた後、小項目評価、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。

・審議終了後、資料１に基づき、大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約第４条の規定等に基づく評価委員会の意見は、「令和３年８月４日開催の本評価委員会で示された評価結果（案）の小項目９及び10のⅡ評価については、以下の理由によりⅢとすることが適当である。また、同小項目を含む大項目３のＣ評価についても前述の評価内容を踏まえ、Ａとすることが適当である。その上で、全体評価については、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗しているとすることが妥当である」とすることが決定された。

〔理由〕

・コロナ禍において活動が制限される中、感染防止対策を講じて企業への研修等を着実に行い、（国研）産業技術総合研究所等と連携して「産業技術支援フェアin KANSAI」をオンライン形式で開催するなど、企業が求める技術人材の育成等に積極的に取り組んでいること。（小項目９）

・コロナ禍において活動が制限される中、両センターの顧客情報データベースを共有化するなど、統合後の法人の基盤整備を着実に進め、全体として計画どおり実施していること。（小項目10）

（２）第１期中期目標期間の（見込）業務実績に関する評価結果（案）にかかる意見について

・参考資料４に基づき、第１期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果（案）について大阪府から説明が行われた後、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。

・審議終了後、資料２に基づき、地方独立行政法人法第28条第４項の規定に基づく評価委員会の意見は、「令和３年８月４日開催の本評価委員会で示された評価結果（案）については妥当である。ただし、大項目３（令和２事業年度）のＣ評価については、以下の理由によりＡとすることが適当である。また、大項目３の中期目標期間の（見込）評価結果のＢ評価についても、前述の評価内容を踏まえて、Ａとすることが適当である」とすることが決定された。

〔理由〕

・コロナ禍において活動が制限される中、感染防止対策を講じて企業への研修等を着実に行い、（国研）産業技術総合研究所等と連携して「産業技術支援フェアin KANSAI」をオンライン形式で開催するなど、企業が求める技術人材の育成等に積極的に取り組んでいること。（小項目９）

・コロナ禍において活動が制限される中、両センターの顧客情報データベースを共有化するなど、統合後の法人の基盤整備を着実に進め、全体として計画どおり実施していること。（小項目10）

（３）第１期中期目標期間の終了時の検討にかかる意見について

・資料３に基づき、地方独立行政法人法第30条第２項の規定に基づく評価委員会の意見は、「現状において同法人の業務を継続することが適当である」とすることが決定された。

（４）第２期中期目標（案）の概要説明について

・資料４から６に基づき、第２期中期目標（案）について大阪府から説明が行われた後、審議が行われた。

・第２期中期目標（案）に関する主な意見は以下のとおり。

＜主な意見＞

・職員の確保や育成に関する内容が第１期中期目標と比べて簡略化しすぎている。　重要なところなので、職員の意欲を喚起する内容等は残しておくべき。

・内部統制に関する内容はとても難しい。評価しやすいように見える化に取り組んでもらいたい。

・業務の継続的な取組の必要性から中期目標期間を５年間に設定していると思うが、期間が長い印象を受ける。

・数値目標がコロナの影響を除外して設定されているが、社会が大きく変化する事態を想定した柔軟性のある内容とするべき。

（５）第２期中期目標（案）にかかる意見について

・審議終了後、地方独立行政法人法第25条第３項の規定に基づく評価委員会の意見は、「令和３年８月18日開催の本評価委員会で示された中期目標（案）のとおり定めることは妥当である」とすることが決定された。

（６）その他

特になし

以上